日常生活用具(電気式たん吸引器) 給付事業について

1.対象者について

介護認定を受けている概ね 65 歳以上の呼吸器機能障害をもつ方のうち 在宅で生活されている方

2.対象器機について

ミニックⅢ-S(新鋭工業株式会社製)

※その他の器機は給付対象外です

ミニックIII-S



販売名:ミニックII-S(200191821) 認証番号:305ADBZX00015000



スタンダード吸引器

仕 様

- ●型式:MS3
- ●吸引ボトル容量:1L
- ●最大吸引圧力:-85kPa
- ●吸引流量: ノーマルモード20L/分(23L/分) サイレントモード13L/分(15L/分) ()内はポンプ単体の排気流量
- ●電源:100V~(50-60Hz)
- ●消費電力:100VA(50~60Hz)
- ●連続作動時間:6時間以内
- ●本体寸法:W321×D122×H256mm
- ●質量:約3.4kg
- ●付属品:吸引ホース(アダプター付)、フィルター(予備)

3.申請について

(1) 必要書類について

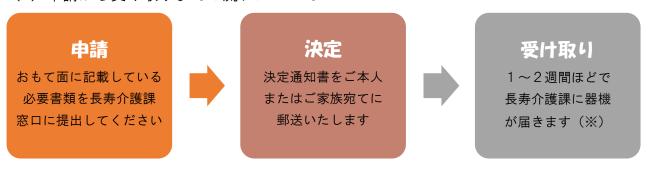
下記2点を長寿介護課窓口に提出してください。

①亘理町福祉サービス総合申請書

②吸引器交付意見書(医師による記載)

- ※本人の身体状況やたん吸引器が必要と適正に診断できる医療機関の医師が対象です。
- ※意見書については任意様式ですが、申請書類と併せて<u>長寿介護課窓口</u>で配布しておりますので、そちらに記入いただいても構いません。

- (2) 申請における留意点
 - ①原則、担当ケアマネジャーによる申請となります。
 - ②施設入所、病院入院中の利用(給付対象外) 施設入所中及び病院入院中の方への給付はできません。
 - ※在宅へ戻ることが決定しており、退所・退院前に器機を使って練習がしたい等の要望がありましたら、事前に長寿介護課へご相談ください。
 - ③既に購入した場合(給付対象外) 購入後(事後)に申請した場合も給付できません。
- (3) 申請から受け取りまでの流れについて



(※) 器機の発注は決定後、町で行います。(個別発注はしないでください)

長寿介護課に器機が届きましたら、担当ケアマネジャーまたはご家族にご連絡いたします。 受け取り時に受領書を記入していただきますので、受領者(担当ケアマネジャーまたは ご家族)の方は**ご自分の印鑑**をお持ちください。

なお、利用者負担額の請求や集金に関しては、業者から直接、ご家族宛てにご連絡いたします。

4.取扱い業者について

日常生活用具(電気式たん吸引器)の取扱い業者は、町が指定した業者になります。

5.利用者負担額について

申請後にご本人および世帯員の所得状況を確認し、利用者負担額が決定します。 ※区分は8段階あります

ほか、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください

【お問い合わせ先】

亘理町役場 長寿介護課 TEL 0223-34-1331